

調 査 研 修 報 告 書 (議 員 用)

報告者： 横路政之 ㊦

実施場所：国交省	実施日：平成 30 年 7 月 19 日
<p>■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林の活用を推進するにあたり、問題になっているのが境界の明確化である。境界の明確化事業及び地籍調査事業について国としての考えを深く理解するために研修を行った。 	
<p>■参考とすべき事項</p> <p>～森林整備地域活動支援対策事業～ 「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の対象者について（交付対象者） 対象活動を実施しようとする市町村、森林所有者、森林組合、事業体などが対象となる。活動実施をするためには、まず、活動を行う森林や活動期間などを定めた実施計画を作成し市町村長と協定（3年間を限度）を締結する必要がある。（市町村は実施計画） <p>交付金の上限について（国費のみ）</p> <p>森林境界の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林境界に確認が実施された森林 8,000 円/ha ・森林境界の測量が実施された森林 22,500 円/ha <p>林業成長産業化総合対策「23,470 百万円」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このうち、林業・木材産業成長産業化促進対策に 12,290 百万円 ・この中の持続的林業確立対策に予算化 	
<p>■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単市での事業実施は国の予算補助がないと困難である。今回は林野庁、国交省同席のもとでの説明を受けた。内容的には林野庁のみの資料説明であったが、口頭での説明は国交省からもいただいた。まだはっきりしない部分もあったが、当日は県の職員も同席しての説明であった。今後、県の情報等を踏まえて境界の明確化に向けて前進して参りたい。 	